

【改訂7版】食品表示検定・中級 認定テキスト 訂正情報

日付：2021年4月30日

●2021年4月30日にお知らせする訂正箇所は、以下の通りです。お手数ですが訂正をお願いいたします。

作成：一般社団法人食品表示検定協会

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2021年 4月30日	1刷	P226	4-4-17	〈弁当の表示例①〉 原材料名欄	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、 <u>つくね</u> 、コンニャク煮、…(以下略)	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、 <u>鶏つくね</u> 、コンニャク煮、…(以下略)
		P332	5-11	下から10行目から	酒類の表示については、酒類業組合法施行令で「酒類の製造業者の氏名又は名称」「製造場の所在地」「酒類の品目」「 <u>容器の容量</u> 」「アルコール分」「発泡性を有する旨」「税率適用区分」等の表示が義務付けられています。	酒類の表示については、酒類業組合法施行令で「酒類の製造業者の氏名又は名称」「製造場の所在地」「酒類の品目」「 <u>内容量</u> 」「アルコール分」「発泡性を有する旨」「税率適用区分」等の表示が義務付けられています。
		P332	5-11	下から4行目から	…税率を適用しており、これと連動して、それぞれの種類ごとに分類された品目を定め、「酒類の品目」として酒類業組合法施行令において表示を定めているものです(図表1参照)。	…税率を適用しており、これと連動して、それぞれの種類ごとに分類された <u>内訳</u> を定め、「酒類の品目」として酒類業組合法施行令において表示を定めているものです(図表1参照)。
		P333	5-11	図表1 酒類の種類と品目の タイトル行 及び 最上段の 発泡性酒類の項	品目 ア ビール イ 発泡酒 <u>ウ その他の発泡性酒類(ア及びイに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの。アルコール分が10度未満のものに限る。)(酒税法第3条第3項ハによる規定)</u>	内訳(酒税法第3条) ア ビール イ 発泡酒 <u>【その他の発泡性酒類】(品目ではありません。)</u> <u>※ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有する酒類</u>
		P334	5-11	図表2のすぐ下 本文の1行目から 5行目まで	なお、 <u>酒類特有の「税率適用区分」の表示については、酒類の品目が、発泡酒、その他の発泡性酒類、雑酒の場合に表示が必要です。</u> 例えば、発泡酒の場合は「麦芽利用率〇〇%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に「 <u>①</u> 」又は「 <u>②</u> 」と表示します。 表示例：その他の醸造酒(発泡性)①	なお、 <u>発泡酒、その他の発泡性酒類(ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの)、雑酒の場合、酒類特有の「税率適用区分」の表示が必要です。</u> 例えば、発泡酒の場合は「麦芽利用率〇〇%」と、その他の発泡性酒類は、酒類の品目、発泡性を有する旨の後に <u>税率の適用区分を表す記号である「①」又は「②」</u> と表示します。 表示例：その他の醸造酒(発泡性)①
P334	5-11	本文の下から 3行目から 図表3の直前まで	この中で、ウの内容量は、 <u>上記③</u> の表示があれば省略でき、オの製造者の氏名又は名称及び住所は、 <u>上記①と②</u> の表示がされていれば、規定を満たしていることとなります。	この中で、ウの内容量は、 <u>図表2中③の内容量</u> の表示があれば省略でき、オの製造者の氏名又は名称及び住所は、 <u>図表2中①の製造業者の氏名又は名称と②の製造場の所在地</u> の表示がされていれば、規定を満たしていることとなります。		

●以前にお知らせした修正箇所は以下のとおりです。お手数ですがこちらも合わせて修正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2021年 4月1日	1刷	P86	3-5	〈大括り表示の表示例〉の一番下の例	国産と、3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計より多い場合(原料原産地名欄に表示した例) 原材料名 : 豚肉(<u>輸入</u>)、豚脂肪、たん白加水分解物、… 原料原産地名: 国産、輸入(豚肉)	国産と、3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計より多い場合(原料原産地名欄に表示した例) 原材料名 : 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、… 原料原産地名: 国産、輸入(豚肉)

(以上)